

議第141号

滋賀県農業改良資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県農業改良資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟の提起につき議決を求め
ることについて

滋賀県は、滋賀県農業改良資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	滞納償還金
1			3,241,000円
2			3,784,000円
3			—
		(連帯保証人の相続人)	

2 請求額

上記 1 の番号 1 および 2 の滞納償還金、これに対する支払済みまでの年 12.25 % の違約金および支払済みの滞納償還金に対する違約金ならびに上記 1 の番号 3 の者に係る支払済みの滞納償還金に対する違約金 13,490,091 円（連帯保証人の相続人は 〃 と連帯して 6,745,045 円）

3 請求の要旨

上記の者は、いずれも滋賀県農業改良資金貸付金に係る償還金および違約金を滞納し、県は支払いを求めたが、これに応じないことから、滞納償還金および違約金の支払いを求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。